

# 入札説明書 (一般競争入札)

契約名称

「福岡県特別児童扶養手当システム構築業務委託」

令和8年4月7日

福岡県福祉こども政策部こども未来課児童扶養手当係

## 入札手続きについて

福岡県が発注する「福岡県特別児童扶養手当システム構築業務委託」に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、福岡県財務規則（昭和39年福岡県規則第23号）及び本件調達に係る入札公告（令和8年4月7日付け公告、以下「入札公告」という。）に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加しようとする者は次の事項を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様等に疑義がある場合は、7に掲げる部署に説明を求めることができる。ただし、入札後仕様等の不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

### 1 公告日

令和8年4月7日（火）

### 2 競争入札に付する事項

#### (1) 委託業務の名称

福岡県特別児童扶養手当システム構築業務委託

#### (2) 委託業務の内容

入札説明書による

#### (3) 委託業務履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

#### (4) 納入場所

福岡県福祉こども政策部こども未来課

### 3 業務の仕様等

別添「福岡県特別児童扶養手当システム構築業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

### 4 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和6年4月福岡県告示第244号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品・サービス関係）掲載者）

### 5 入札参加資格を得るための申請の方法

4に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望する者は、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

- ・申請書の提出場所及び入手方法並びに申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092 (ダイヤルイン)

申請書は、福岡県庁ホームページ (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp>) からダウンロードすることにより入手することができる。

6 入札参加条件 (地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

令和8年5月19日 (火) 現在において、次の条件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4 (一般競争入札の参加者の資格) の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法 (平成14年法律第154号)、民事再生法 (平成11年法律第225号)、破産法 (平成16年法律第75号)、会社法 (平成17年法律第86号) の規定に基づき、会社の更生、再生、破産又は清算の手続きを行っている者のいずれにも該当しないこと。
- (3) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱 (平成14年2月22日13管達第66号 総務部長依命通達) に基づく指名停止期間中でないこと。
- (4) 4の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者であること。

大分類	中分類	業種名	等級
13	07	サービス業種その他 (ソフトウェア開発)	AA

- (5) 福岡県内に本店、支店又は営業所等を有する事業者であること。
- (6) I SMS (情報セキュリティマネジメントシステム) 及びプライバシーマーク認証を取得していること。
- (7) 特別児童扶養手当の制度及び特別児童扶養手当システムに精通した技術者を配置し、都道府県で運用実績のある特別児童扶養手当システムを導入できること。

7 当該業務委託契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県福祉こども政策部こども未来課児童扶養手当係 (県庁行政棟2階)

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3259 (ダイヤルイン)

ファクシミリ 092-643-3765

E-Mail [komirai-jifute@pref.fukuoka.lg.jp](mailto:komirai-jifute@pref.fukuoka.lg.jp)

8 契約条項を示す場所

7の部局とする。

9 契約書作成の要否

要 (別紙様式)

10 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

11 入札説明書の交付及び交付場所

公告の日から令和8年4月20日（月）までの県の休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで（午後11時30分から午後0時30分を除く。）7の部局で交付するほか、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp>）からダウンロードすることにより入手することができる。

12 入札説明会

開催しない。

13 仕様等に対する質疑応答

（1）受付場所

7の部局とする。

（2）受付方法

質問書（様式1）を受付場所へ持参、又は電子メールで送付する。この際、受付期間内に到着したものに限り受け付ける。なお、質問書の送付後、受付場所へ電話にて到達を確認すること。

（3）受付期間

令和8年4月7日（火）午前9時から令和8年4月22日（水）午後5時まで。

（4）回答

質問に対する回答は、令和8年4月28日（火）午後5時までに県ホームページにて質問者匿名で公開する。

なお、公平性の確保等を妨げるおそれがある質問には回答できない。

14 入札参加申請書の提出期限等

（1）提出書類

入札参加申請書（様式2）

（2）提出期限

令和8年4月21日（火）午後5時まで

（3）提出場所

7の部局とする

（4）提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期間内必着）で行う。

（5）その他

ア 入札参加の申請をしない者は、本件入札に参加することができない。

イ 提出に係る詳細については、入札説明書を参照すること。

ウ 競争入札参加資格申請書等の作成にかかる費用は提出者の負担とする。

## 15 入札参加確認通知

入札参加の可否は令和8年4月23日（木）までに通知する。

## 16 入札に参加できないと決定した者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと決定された者は、競争参加資格がないと決定された理由について説明を求めることができる。
- (2) (1) の説明を求める場合には、令和8年4月28日（火）午後5時までに書面（様式任意）を提出して行わなければならない。（ただし、県の休日は除く）
- (3) 書面は持参、または郵送（書留郵便に限る。提出期間必着）
- (4) 説明を求められたときは、令和8年5月1日（金）までに説明を求めた者に対し書面により回答する。
- (5) (2) の書面の提出先は7の部局とする。

## 17 入札書の提出日時、提出場所及び提出方法

### (1) 日時

令和8年5月18日（月）午後5時まで

### (2) 提出場所

7の部局とする

### (3) 提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期間内必着）で行う。

なお、入札書（様式5）は、持参により提出する場合は封筒に入れ密封し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合は、その名称又は商号）及び「5月19日開封福岡県特別児童扶養手当システム構築業務委託の入札書在中」と朱書きしなければならない。郵便により提出する場合は二重封筒とし、入札書を中封筒に入れ密封の上、当該中封筒の封皮には直接提出する場合と同様に氏名等を朱書きし、外封筒の封皮には、「5月19日開封福岡県特別児童扶養手当システム構築業務委託の入札書在中」と朱書きしなければならない。

### (4) 注意事項

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。

イ 入札書の記名・押印は、本県に登録している代表者本人（以下「入札者」という。）の氏名を記載し、代表者印を押印すること。

なお、入札手続きを入札者以外の者が行う場合は、委任状（様式4）を提出し、入札書の記名・押印は当該委任状により委任された代理人（以下「代理人」という。）の氏名を記載し、代理人の印（私印）を押印すること。

ウ 入札者又はその代理人は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

エ 入札者又はその代理人は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行

するために必要とする関係書類を併せて提出しなければならない。

オ 入札者又はその代理人が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することができる。

## 18 開札

### (1) 日時

令和8年5月19日（火）午後3時

### (2) 場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁地下1階南棟 福祉こども政策部会議室

### (3) 方法

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。

### (4) 落札者がいない場合の措置

開札の結果、落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の8の規定により、別に定める日時において再度の入札を行う。ただし、開札の際、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合にあって、その全ての同意が得られれば、その場で再度入札を行う。

## 19 入札保証金

見積金額（入札書に記載する入札金額に100分の10に相当する額を加算した額）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約（見積金額の2割超）の履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書(様式3)）を提出する場合

入札保証金等は、落札者に対しては契約保証金に充当する場合のほか契約締結後、落札者以外の者に対しては入札終了後にこれを還付する。落札者が契約を締結しないときは、入札保証金等は県に帰属する。

## 20 入札保証金の提出場所及び納付期限

### (1) 提出場所

7の部局とする。

### (2) 納付期限

令和8年5月18日（月）午後1時までの指定の日時

※提出にあたっては、「入札保証金・契約保証金についての注意事項」を参照のこと。

## 21 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上の履行保証金又はこれに代わる担保を納付又は提出すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

- ア 県を被保険者とする契約保証保険契約（契約金額の 100 分の 10 以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
- イ 過去 2 年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約（契約金額の 2 割超）を履行（2 件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

## 22 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、18 の（4）により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることはできない。

- （1）入札金額の記載がない入札
- （2）法令又は入札に関する条件に違反している入札
- （3）同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- （4）所定の場所及び日時に到達しない入札
- （5）入札者又はその代理人の記名押印が無く、入札者が判明できない入札
- （6）入札保証金上記 19 の（1）に規定する金額に達しない入札
- （7）金額の重複記載、誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- （8）入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反したものを含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

## 23 落札者の決定の方法

- （1）予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- （2）落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

## 24 その他注意事項

- （1）「福岡県暴力団排除条例」施行に伴い、誓約書を提出することを契約締結の条件とする。
- （2）入札に参加する者は、参加に当たり知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- （3）「入札参加申請書」提出後、入札参加を辞退する場合は、入札辞退届を提出すること。

## 入札保証金・契約保証金についての注意事項

入札書を提出される方は、以下に挙げるいずれかの手段で入札保証金（もしくはそれに代わるもの）を県に提出して頂く必要があります。

### 1 入札保証金を納める

入札保証金となる金額は、入札しようとする金額の100分の110（＝税込金額）の5%以上です。入札保証金を納付する際は、現金又は小切手とともに「保証金等納付書（福岡県財務規則様式第144号）」を提出して頂きます。「保証金等納付書」が必要な方は、福岡県福祉こども政策部こども未来課児童扶養手当係にてお配りしますので、事前にお申し出ください。

入札保証金は、指定の納付日・納付時間内に納付してください。

### 2 入札保証保険に入り、その証書を提出する。

保険金額は、入札しようとする金額の100分の110（＝税込金額）の5%以上です。保険期間は入札書提出日から2週間程度の期間でお願いします（入札日を含む）。

※契約締結日が保険期間を超える場合は、当該期間を延長していただく必要があります。

### 3 履行証明書を提出する。（入札説明書中の様式3「履行証明書」を参照）

これは、「過去2年の間に、本県もしくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人を含む。）との間に締結した同種・同規模の契約を履行したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）」を提出することです。履行証明は、過去2年間のもの2件が必要です。他の支店・営業所の履行した契約の証明書は対象外です。

また、同種・同規模とは、県若しくは本県以外の地方公共団体又は国等のシステム開発・導入などの契約で、契約金額が本件の契約金額の2割に相当する額より高いものをいいます。

（例：100万円が入札しようとする場合、見積金額が110万円、その20%を超えるということで220,000円を超える契約実績、具体的には220,001円以上の契約実績が2件分必要ということです。ただし、合計ではなくてそれぞれの契約実績が220,000円を超えるということになります。）

### 【契約保証金について】

落札後の契約保証金も入札保証金の場合と同様ですが、契約金額（＝税込金額）に乗ずる率が変わります。

	入札保証金	契約保証金
保証金納付	5%	10%
保証保険	5%	10%
履行証明	20%	20%

また、入札保証金を納付された方が物件を落札された場合、入札保証金をそのまま契約保証金の一部に充当することも可能です。

## 入札参加者心得

入札に当たっては、下記事項に十分留意してください。

- 1 入札に関する事項を十分理解し、すべてを了知した上で入札すること。
- 2 上記の入札に関する事項とは、入札説明書、仕様書、契約書案その他本入札のために本県から受領した資料をいうものであること。
- 3 上記入札事項について、不明な点、疑問な点、その他理解できない点があった場合は、入札説明書で定める期限までに問い合わせること。
- 4 開札中は、一切の発言を認めないので静粛にすること。
- 5 入札に参加する者は、入札について談合又は何等の協議もしてはならない。
- 6 県に提出した入札書は、書き替えたり、撤回することができないので、誤算や、違算又は、見込み違い等のないように十分注意すること。
- 7 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に 100 分の 10 に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。  
また、金額はアラビア数字で記入すること。
- 8 次の入札書は無効となるものであること。なお、無効入札をした者は、2 回目の入札に参加することはできない。
  - (1) 入札金額の記載がない、又は入札金額を訂正した入札
  - (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
  - (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
  - (4) 所定の場所及び日時に到着しない入札
  - (5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札
  - (6) 入札保証金又はこれに代わる担保が期限までに納付されない又は定められた額に達しない入札
  - (7) 金額の重複記載、誤字又は脱字があつて、必要事項を確認できない入札
  - (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札
- 9 入札は、本人又は代理人によって行われることとなるが、代理人の場合は、委任状を入札前に提出し、その確認を受けた後に入札に参加すること。
- 10 入札は、第 1 回で落札者が決定しない場合は、再度の入札を行うことがあること。このとき第 2 回の入札に参加する意思のないときは入札書に辞退の旨を記入し係員に提出すること。
- 11 入札にあたり不正な行為が行われたと認められるに足る事実が判明した場合は、退場を命じること、又は、入札を中止することもあること。
- 12 落札者は、直ちに県の指示に従い契約確定（契約書の押印、取り交わし）のための事務手続きを進めることについて協力すること。